

日本貿易振興機構大連事務所委託

委託先：北京大地法律事務所

「中国『五險』早分かり」セミナー

要旨・質疑応答報告書

2011年8月9日（瀋陽）、8月10日（長春）、8月11日（大連）

一、講演要旨

当セミナーでは、「中国『五險』早分かり」と題し、中国の「五險」の概要及びセミナー開催地における社会保険に関わる注意事項を解説し、また、外国人就労者の社会保険加入問題に関する最新事情についても説明した。更に、ケーススタディーとして、社会保険対応の不備に起因する訴訟事例を教訓と合わせて紹介した。

【第一部】中国の社会保険事情全般

1. 中国の社会保障体系と社会保険の大まかな仕組み

社会保険制度は、中国の社会保障体系を構成する重要な一環として、中核的な位置づけを有する。社会保険はそれぞれ養老保険、医療保険、労災保険、失業保険、出産保険という5つの保険より成り立っているが、うち養老保険と医療保険は、退職後の公的年金の享受及び医療の負担に関わっているため、他の3險より重要性が高いだけでなく、納付比率も高い。

2. 中国の社会保険制度の沿革

中国が市場経済の社会保障体系の構築に着手したのは90年代後半であり、現段階でなお有効である法律法規も殆ど同時期に公布されたものである。2006年に共産党6中全会で「2020年に都市・農村をカバーする基本的な社会保障システムを打ち立てる」との目標が設定され、2006年以降には、立法分野で様々な動きが見られた。2010年に公布、2011年7月より施行された『社会保険法』もその中の重要法規の一つである。

3. 中国の社会保険制度に存在する問題点と現状の加入状況

中国の社会保険費収入は、1989年からの20年間に約100倍に増加し、養老保険費の収入だけでも合計1.1兆元となっている。一方、農村部における社会保険制度の未整備や社会保険納付比率の上昇などにより、社会保険納付比率は依然として低く、全国範囲での「企業における養老保険加入者数」と「就業者総数」の比例は、わずか21%である（2009年）。また、労働争議のうち、社会保険を巡る争議数の割合が比較的高く、遼寧省では24%、吉林省では35%にまで達している。

4. 社会保険に関する主な法律法規

社会保険法が施行されるまで、中国の社会保険に関わる法規（中央）は基本的に各保険毎に公布された行政法規又は部門規定に限られていた。社会保険は、社会保険分野における唯一の法律レベルの規范文書として、社会保険制度の構築に統括的な役割を果たしてい

る。

また中国では、中央レベルの法律法規は基本的に大まかな内容のみ規定し、地方毎に作られた地方規定にて詳細内容を定めるという特徴があり、地域間の格差が大きいのが現状である。更に、地方規定には省レベル、市レベルの規定があり、市レベルの規定がない場合には、省レベルの規定が適用されることとなる。

5. 各種社会保険の納付比率

地域間の格差が大きい中、各種社会保険費の納付比率及び上下限も統一されていない。企業が納付する養老保険費の納付比率は 20%であるのが一般的である中、上海市では 22%と定められている。また、企業が納付する医療保険費の納付比率が瀋陽市と大連市共に 8%であるのに対し、長春市では 7%と規定されている。更に、瀋陽、大連、長春の 3 都市において、出産保険費の納付比率も 0.6%から 0.8%までと統一されていない。これは、各地の物価水準や医療資源、生活レベル等の要素と関係していると推察する。

6. 『社会保険法』の重要内容について

- (1) 養老保険費を満 15 年間納付した場合、基本養老金を毎月受給することができる (第 16 条)。
- (2) 社会保険に関わる事項に対して、労働組合が監督権を有する (第 9 条)。
- (3) 医療保険の累積納付年数が国の規定する年数に達する場合には、定年退職後に基本医療保険待遇を享受できる (第 23 条) (現状の追加調査：①瀋陽：男女共 25 年、②長春：男性 30 年、女性 25 年、③大連：男女共 25 年)。
- (4) 国外で診療した費用は、基本医療保険基金の支給範囲外とする (第 30 条)。
- (5) 労災事項発生時には、企業側が①労災治療期間中の賃金と福利、②後遺障害手当、③一括性後遺症障害補助金を支払わなければならない (第 39 条)。
- (6) 使用者が社会保険費を規定通りに納付しない場合には、人民法院が財産の差し押さえ、封印、競売することができる (第 62 条)
- (7) 外国人が中国国内にて就労する場合、社会保険に加入しなければならない (第 97 条)。

【外国人の社会保険加入に関して把握できている動向】(8月1日時点)

- ◆ 7月1日までの実施細則制定は困難。外国人に対する7月からの保険料徴収は細則ができるまで見送る。手続きが周知徹底できるまでは外国人から保険料徴収は行わない。地方でも独自に徴収するようなことはしない。
- ◆ 各方面から提出されたパブリックコメントについて現在検討中。
- ◆ 実施細則については今後、中央政府部内の手続きを経て最終決定し、その後地方実務部門に対して通知する。
- ◆ 地方実施部門においては、中央からの通知を受け、企業に対し周知し、実際の施行が開始される。

【具体的な考量】

- (1) 実施細則が出されるまでは、外国人に対して社会保険の加入を強制する可能性は低いと考えられる。
- (2) 但し、地域間の格差が大きく、一部の地域において文献より先に口頭指導が行われる可能性もあるため、同地域における企業同士の情報交換が望まれる。
- (3) 場合により、当地商工会議所が組織する団体交渉を行うことも考えられる。
- (4) 今後実施細則の公布に伴い、外国人に対する社会保険費の徴収を本格的に開始する場合には、社会保険法の施行日（2011年7月1日）まで遡及される可能性がある。
- (5) 社会保険費の納付基数は、現地法人から支給される賃金額を用いるべきであり、納税時に用いられるグローバル・インカム原理を導入すべきではないと主張できる（但し、現地法人から賃金を取得していない外国人に対して、中国人同様に当地の従業員平均賃金に対する一定の割合で対応可能かどうかはなお未知数である）。

7. 『労災保険条例』の修正ポイント

- (1) 加入主体の拡大
- (2) 通勤途中の労災認定基準の緩和
- (3) 『一括性労災死亡補助金』支給基準の引上げ等

8. 社会保険費の納付に関する法的責任

- (1) 直接責任者に対して：5百元以上～3千円以下の罰金（納付不足の場合）
5千元以上～2万円以下の罰金（登記資料の偽造等の場合）
- (2) 企業に対して：1日につき、5%の滞納金（納付不足の場合）

9. 社会保険費納付時の注意事項

- (1) 入社後1ヶ月以内に労働契約を締結すればよいとされているものの、社会保険費の納付義務は入社月から発生する（住宅積立金は入社翌月から納付義務が発生する）。
- (2) 入社月において、1日しか働かなかったとしても、1ヶ月分の社会保険費を納付する必要がある。退職月において1日しか働かなかったとしても、1ヶ月分の社会保険費を納付する必要がある。

10. 農村戸籍従業員（農民工）の失業保険待遇

農村戸籍従業員の失業保険待遇は都市戸籍従業員と異なる。失業時には、納付基数と同額の失業保険金を取得することができず、過去に納付した失業保険費（最大12ヶ月分）の還付や月602円の定額支給（最大8ヶ月）が実施されている。

【第二部】 東北3都市の社会保険事情

1. 3都市における社会保険費の納付比率や納付基数の上下限
2. 3都市における最低賃金水準及び最低賃金と社会保険費との関係（3都市共、社会保険費及び住宅積立金の個人負担分を最低賃金額より更に差し引くことが可能である）
3. 労働契約賃金、企業総人件費、従業員手取り賃金の三者関係
⇒概ね従業員手取り賃金が0.7に対し、企業総人件費はおよそ1.4となる。
4. 入退職時の必要手続き及び注意事項
5. 各時点で入社した従業員に対する①社会保険の増員手続き、②社会保険費の納付手続き

を履行するタイミング

6. ケーススタディー

⇒入社手続き及び退職手続きの不備によって招いた失敗事例（2 ケース）

日頃の人事管理において、以下の事項に特に留意すべきである。

- (1) 労働契約は入社時の締結と締結後の契約書原本の回収が必須である。
- (2) 社会保険の増員申告の期限までに、必ず失業登記証を提出してもらう必要がある。
- (3) 従業員の原因により労働契約の締結不能及び社会保険の納付不能を招いた場合、その書面証拠を残すことが重要である。
- (4) 退職届のフォーマットを作成し、「自己都合で退職する」との表現を明確に盛り込むことが必要である。
- (5) 従業員の退職事由に合致する申告を行う必要がある。
- (6) 社会保険の減員申告を行う際に、人事部門の責任者が人事担当者作成の資料を再確認し、必要に応じて訂正することも重要である。

二、質疑応答

【瀋陽会場】

Q1: 弊社の人事担当者より、「2011年1月分より、日本人駐在員4名の“会社負担分社会保険料”は、実質的に支払っている。「基数」の計算には、外国人の給与も含めなければならなくなった。」と言われた。根拠として、瀋陽市渾南新区の地方税務局が発行している新聞のようなものを示されたが、この対応が正しいのかどうかご教示いただきたい。

A1: 弊所が確認したところでは、瀋陽地域では労災保険を除き、残りの4險のいずれも外国人による加入が求められている（但し、システム上の問題によって、個人の納付分が受理されず、実質掛け捨ての色彩が濃い）。従って、労災を除く4險を申告する際に、外国人出向者の現地給与分も従業員給与総額の中に組み入れ、申告しなければならないという解釈になるが、現時点では明確な書面根拠は見当たっていない。

Q2: 瀋陽で日本人を現地採用する場合、保険加入に関する注意事項或いは規則。日本で加入している保険と重複する問題の解決方法

A2: 外国人による保険加入問題に関する認識及び最近の動向については、前述した通りである。瀋陽市は他都市と比べ、外国人の保険加入を求める姿勢が比較的強いため、より慎重に対応する必要があると思われる。特に最近では現地採用者と企業間での労働争議が増加する傾向が見受けられるため、企業リスクを減らすためにも、現地採用者に対し、早急に社会保険に加入させることを考慮すべきである。また、日中間において社会保障協定の締結に関する協議が行われているようだが、同協定が締結に至るまで、中国での社会保険納付義務は法律上免除されないため、納付しない場合には、罰則が科せられるリスクを考慮しながら、加入の可否を判断すべきだと考える。

Q3: 中国東北地域では、場所により社会保険納付額の上限の認識が異なるようである。北京での説明会では「各地域の平均所得の3倍を上限」として、この上限額の20%なり8%なりを納付すればいいような話が聞かれた一方で、地域によっては「企業負担部分には上限設定が存在しない」との担当部門からのコメントもあるようである。

る。こうした納付における細かい規定についても、可能な範囲でご説明いただきたい。

A3：ご指摘の問題は確かに存在している。弊所が確認したところ、瀋陽市では医療保険と出産保険の二険に対して、企業納付時の納付基数として上限が設けられていないようであるが、当該規定は当地特有の規定であり、全国的にも稀であると言える。

Q4:外国人が瀋陽の会社に勤務する場合には、必ず「五険」を支払わなければならないのか。

A4:法定義務であり、支払わなければならない。但し、当面は実施細則が制定中であるため、現状及び当局の態度を見た上で、加入の可否を判断したほうが無難である。

Q5:外国人は中国の社会保険に加入する必要があるか。加入した場合のメリットとデメリットは何か。

A5:社会保険に加入するメリットは、当該保険が果たす主な機能が上げられるが、そもそも社会保険への加入が法定義務となった以上、メリットやデメリットを考慮する余地はなく、加入は必須となる。

Q6:レジュメ P6 の下部では、基礎養老金の計算根拠として「前年度全従業員月平均賃金」と記載してあるが、「本人の月平均賃金」の誤記ではないか。

A6:養老金の支給は、受給対象の定年退職後の生活を維持させるためにも、当時の社会平均収入水準を考慮要素の一つとしている。従って、「前年度全従業員月平均賃金」は当時の社会平均収入水準を反映する指標として利用されており、誤記ではない。

【長春会場】

Q1:外国人の五険加入については日中二国間協定にて協議中のため、“当面、加入の必要性なし”と理解している。正否につき、本セミナーにて、明確にいただきたい。

A1:上述した講義要旨と瀋陽会場での回答内容をご参考願いたい。

Q2:中国の社会保険は60才までの付保が義務付けられているとすれば、60才以降中国で継続就労する場合はどうなるか。

A2:60才以降に中国で継続就労する場合には、就労先とは基本的に労働関係ではなくなる（定年退職年齢を超過した労働者とは、労務関係となる）ため、社会保険を納付しなくてもよいと解される。但し、各地にて60才以降の就労を厳しく制限する動きがあり、就労可否について予め検証する必要があると考える。

Q3:長春市における外国人の社会保険加入について、何か具体的な動きを把握しているか。

A3:今般は調査時間が限られていた為、長春市地域の現場動向を確認しきれていないが、中央での動きは既述の通りであり、中央レベルの実施細則が出される前に、地方が先に動き始めることは考えにくいと考える。

【大連会場】

Q1:外国人の保険加入問題について、具体的な実施時期、地域による適用の差などにつ

いてご説明頂きたい。

A1: 上述した講義要旨をご参考願いたい。

Q2: 外国人からも社会保険料を徴収する制度が通知されたようだが、納得できず会社も個人も支払いたくないと考えているが、無理なのか。

A2: 社会保険の納付は会社の法定義務である以上、これに抵抗する場合、リスクが高いと考える。

Q3: 高校の研修生の保険加入について、どのような法律があるか。

A3: 高校の研修生は労働契約締結の主体にはあたらないため、社会保険に加入させる義務はないと考える。

Q4: 今後の医療保険の動向について

A4: 中国では大規模な医療保障分野の改革が行われる可能性が高く、医療保険はその重要な一環であると言える。特に医療費や診察費、薬代などに対する医療保険の負担比率がいまだ低い（約3割）ため、医療保険の負担比率を引き上げ、患者個人の負担比率を引き下げることが今後の課題だと考える。また、医療環境が均一化されていない中で、総合病院の患者数を減らし、民間の診療所等の患者数を増加させるため、医療費に対する医療保険の負担比率を病院の級毎に分けて設定されることが見込まれる。

Q5: 5 険 1 金の地域間ポータビリティは今後高まるのか。

A5: 社会保険法において、地域間の保険移動をスムーズに実施するとの目標を打ち出しているため、今後 5 険の地域間ポータビリティは高くなると考えられる。一方、1 金は社会保険法の規定範疇外となるため、今後については少々不透明な印象を受ける。

Q6: 中国に駐在する外国人に中国で 5 険を加入することが義務付けられた場合、日本側でも今まで通り保険を支払い、中国でも支払うことになるのか。

A6: 日中両国間において社会保障協定が締結されない限り、二重納付は避けられない。

Q7: 外国人に対する社会保険費の徴収が開始された場合、個人として何か対策を講じることが考えられるか。

A7: 外国人に対する社会保険費の徴収が開始された場合、個人の収入減（およそ賃金の10%）を招くため、この部分の費用負担について賃金総額を増やすか、或いは（7月1日までの）遡及徴収により要納付金額が大きい場合には、会社が一旦立て替え、個人が分割返済するか等、個人と会社が協議することが可能であると考えられる。

以 上